

令和4年 第9回

福岡市中央区選挙管理委員会

令和4年7月10日

議 題

議案第49号 専決処分の承認を求めることについて

議案第50号 選挙人名簿から抹消する者について

その他

投票所視察について

開票について

その他

次回開催日 令和4年8月19日（金）10：00～ 区長応接室

次々回開催日 令和4年9月1日（木）10：00～ 区長応接室

議案第49号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和4年7月10日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊 見

専決第8号

参議院議員通常選挙における投票立会人の変更について

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における中央区の投票区の投票立会人を次のように変更する必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年7月8日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾俊見

別紙のとおり

(根拠)

・専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。

第百三十七条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

・議決 公職選挙法第38条第1項の規定による。

公職選挙法

(投票立会人)

第三十八条 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなけれ

議案第50号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和4年7月10日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊 見

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 608人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 126人 |
| | 国籍喪失者 | 0人 |
| | 市外転出者 | 482人 |
| | 誤載者 | 0人 |
| | 一般誤載者 | 0人 |
| | 重複登録者 | 0人 |
| | 住民票職権消除者 | 0人 |
| | 判決の確定による者 | 0人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和4年7月10日 |

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過するに至ったとき。

三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。

四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

抹消者の内訳

単位：人

区分	死亡者	転出者	誤載者	計
男	63	238	0	301
女	63	244	0	307
計	126	482	0	608